

平成 28 年度 第 5 回大和市下水道運営審議会会議録 (抜粋)

日 時：平成 29 年 2 月 20 日 (月) 午前 10 時～11 時 25 分

場 所：市役所第 1 分庁舎 3 階 会議室 2・3

出席者：河端恵美子委員、扇原博委員、齋藤俊衛委員、石岡嘉彦委員、
古川久美子委員、西岡久子委員、前田吉昭委員、大井忠雄委員、
中村達也委員、沼尻港委員
市側 (都市施設部長、他事務局職員 6 名)

主な質疑内容の要約

(1) 下水道使用料の改定 (案) について

①質 疑：下水道使用料の改定について、市民への周知は色々な媒体を使って
行っていくほうがよいと思うが、どのようにしていこうと思っているのか。

(事務局)

答 弁：市民周知については、通常どおりホームページや広報を使っていこうと
考えている。また、広報については1回の掲載だけではなく、3回程度、
その中には下水道事業の特集号も含めて掲載をしていこうと考えている。
さらに、水道局が下水道使用料などの検針を行っている際に、併せて
下水道使用料の改定についての周知のチラシを配布したいと考えている。

②質 疑：下水道使用料について、使えば使うほど高くなるのですか。

(事務局)

答 弁：大和市の下水道使用料の各々の単価については、使った量が多いほうの
単価が高くなっている。物を購入するときのように、たくさん購入すれば単価
が下がるという考え方ではない。

③質 疑：大和市での一般家庭における汚水排除量の平均はどのくらいか。

(事務局)

答 弁：一般的な大和市の月の立米の平均は 16 m³となっている。

- ④質 疑:市民のみなさんには、使用料の改定が決定したということがいきなり結果として知らされることになるのか。今審議している内容などを市民へ情報提供しているのか。

(事務局)

答 弁:議会の承認をいただいた後、使用料の改定が決定したという結果を市民の皆様へ周知できる形となる。また、今、審議会でも審議している下水道使用料の改定などについては、詳細ではないが、ホームページに掲載している。

(2) 地方公営企業法の適用について

- ①質 疑:説明の中で、大和市は水道事業を持っていないということだが、水道事業はどうなっているのか。

(事務局)

答 弁:大和市の水道は、神奈川県企業庁が行っている県水を使っている。

- ②質 疑:法適用に向けて、様々な調査が必要になってくと思うが、人間的なものや市民サービスを低下させないように通常業務を行いながら進めていけるのか。

(事務局)

答 弁:今年度4月に、公営企業会計移行の準備のために、係長1名、担当1名が配属されている。状況を見つつ、人間的なことも考えながら通常業務に支障がないよう進めていく。

- ③質 疑:今までは一般会計からの繰り入れによって補填されていたが、公営企業になると、そういった市からの援助がなくなり、すべて自前でやらなければならないということか。

(事務局)

答 弁:地方公営企業法を適用すると、基本的にはそのような考え方が強くなるが市からお金を入れてはいけないということについては、若干裁量の余地があると考えている。